

県では、令和3年7月3日に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、土砂災害の防止を目的に盛土・切土及び斜面への工作物の設置を規制する新たな条例の制定を検討しています。(令和4年6月施行予定)

これにより、一定規模以上の盛土・切土を行う事業(宅地開発事業や民間事業により生じる残土処分等)は、技術基準に適合させ、県の許可を得ることが必要になります。

【条例案の概要】

(1) 規制の対象とする行為

①一定規模以上の盛土・切土により斜面を生じさせる行為

⇒宅地開発や残土処分場がこれにあたります。

自己所有地内における土砂の置き置きも対象です。

(規模は検討中ですが、他県の条例では盛土の面積が2,000㎡以上となる場合を対象としている事例があります。)

②一定規模以上の工作物を一定勾配以上の斜面に設置する行為

⇒太陽光発電施設や風力発電施設等がこれにあたります。

③一定規模以上の建設発生土の搬出

(規模は検討中ですが、他県の条例では500㎡以上の建設発生土の搬出を対象としている事例があります。)

(2) 盛土・切土及び斜面地への工作物設置の許可

・盛土・切土の施工により斜面が生じる場合や斜面に工作物を設置する場合、県の許可が必要になります。

・これらの許可に係る技術基準を設けます。

(現在、防災や地質等の専門家により検討を行っています。)

・これらの事業計画を近隣関係者へ事前に説明することを義務付けます。

・事業完了時には、県の完了検査を受け、完了後も自己点検の結果を定期的に県に報告することを義務付けます。(工作物の設置において基礎を設ける場合等、県の中間検査を受ける必要がある場合があります。)

(3) 建設発生土搬出の許可

・一定規模以上の建設発生土を場外に搬出する場合、県の許可が必要になります。

・適切な搬出先があるかどうか等の審査を行います。

(4) その他

盛土・切土及び斜面地への工作物設置について

・事業に起因する第三者への損害を補填するため損害賠償責任保険への加入を義務付けます。

・加えて、技術基準に適合しない盛土・切土や工作物が放置されることに備え、防災保全費用として、金融機関への保証金の預入(県を質権者とする質権設定契約)を義務付けます。(県が事業者に代わり防災保全の措置を執る場合、その費用に充てるものです。)

現在、民間事業により生じる残土を受け入れている場合や受け入れる計画がある場合で、その面積が2,000㎡を超える場合、御連絡ください。

【問い合わせ先】

(条例・事務手続きに関すること)

生活環境部くらしの安心局 住まいまちづくり課 景観・建築指導室 森山、柏木

電話：0857-26-7391 e-mail：sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

(盛土等、斜面における工作物設置に係る技術基準に関すること)

県土整備部 技術企画課 都市計画室 小畑

電話：0857-26-7458 e-mail：gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp

「（仮称）鳥取県斜面の安全の確保に関する条例」について

令和3年8月20日

住まいまちづくり課・技術企画課

令和3年7月3日に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、土砂災害の防止を目的に盛土、切土及び斜面（以下「盛土等」）を規制する新たな条例の制定に向け、アドバイザー会議を設置して検討を開始したので、その概要を報告する。

1 条例案の概要

（1）規制の対象とする行為

- ①一定規模以上の盛土等により斜面を生じさせる行為
- ②一定規模以上の工作物を一定勾配以上の斜面に設置する行為
- ③一定規模以上の建設発生土の搬出

（2）盛土等及び斜面地の工作物設置の許可

- ・盛土等の施工及び工作物を設置する場合
- ・一定規模以上の盛土等の施工及び工作物の設置許可に係る技術基準を設定する。
- ・盛土等の施工又は工作物の設置に係る事業計画の近隣関係者への事前説明を義務付ける。
- ・事業完了後、完了検査を受け、点検結果を定期的に知事に報告する。

（3）建設発生土搬出の許可

- ・一定規模以上の建設発生土を場外に搬出する場合に知事の許可を必要とする。

（4）罰則

- ・罰則及び保証金の預入を検討する。

2 「盛土等安全確保アドバイザー」会議

条例の制定に当たり、盛土等の技術基準等を検討するため、専門家によるアドバイザー会議を設置し、8月11日に第1回会議を開催した。

（1）検討項目

- ①盛土及び切土の安全性
- ②工作物を設置する斜面の安全性
- ③建設発生土の処分に係る安全性
- ④許可制・罰則等の手続

（2）アドバイザー

条例の技術基準等に関連する分野を専門に研究されている方を対象として、各分野から1名ずつ選出し、4名の構成とする。

氏名	分野	所属
稲見 吉晴	防災	鳥取大学 前学長顧問（研究推進担当）
中村 公一	砂防	鳥取大学 工学部社会システム土木系学科（准教授） 鳥取県防災顧問（土砂災害対策）
酒井 哲弥	地質	島根大学 総合理工学部地球科学科（教授）
小野 祐輔	土質	鳥取大学 工学部社会システム土木系学科（教授）

（3）第1回会議の概要

○日時：8月11日（水）16時～17時

○場所：とりぎん文化会館 第2会議室

※稲見アドバイザー（座長）は対面参加、その他のアドバイザーはweb参加。

○主な意見

- ・盛土の安全基準は、盛土の地盤や土質を考慮した検討が必要。
- ・あまり細かい区分をせず、大まかな区分分けをしながら技術的な基準を検討してはどうか。
- ・許可手続きについて、県による設計審査、施工及び維持管理状況の点検などの「仕組みづくり」が必要。
- ・建設発生土について、県外から県内への持ち込みや、県内から県外への持ち出しについても検討が必要。

3 今後の予定

令和3年9月中

アドバイザー会議の中間取りまとめ

10月以降

議会に条例骨子案の報告、パブリックコメント、条例案の提出

令和4年6月（出水期）

条例の施行

「盛土等安全確保アドバイザー」 会議（第1回）

令和3年8月11日（水） 16:00～

本日のスケジュール



1. 16:00 開会の挨拶

2. 16:05～16:20 アドバイザー
設置要領

- ・静岡県熱海市で発生した土石流について
- ・鳥取県の対応状況
- ・アドバイザー会議について
- ・アドバイザー会議での検討項目
- ・アドバイザー会議設置要領
- ・鳥取県斜面の安全の確保に関する条例策定フロー

3. 16:20～16:30 説 明

- ・条例の骨子
- ・盛土等の規制状況

4. 16:30～17:00 議 論

5. 17:00 閉会の挨拶

静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流災害

国土交通省 砂防部

あいぞめがわ
 ○梅雨前線による大雨に伴い、令和3年7月3日10時30分頃に静岡県熱海市伊豆山の逢初川で土石流が発生。
 ○逢初川の上流部 標高約390m地点で発生した崩壊が土石流化し、下流で甚大な被害が発生。
 ○熱海雨量観測所における降り始めからの総雨量は400mm以上。7月2日12:30に土砂災害警戒情報発表。

【位置図】



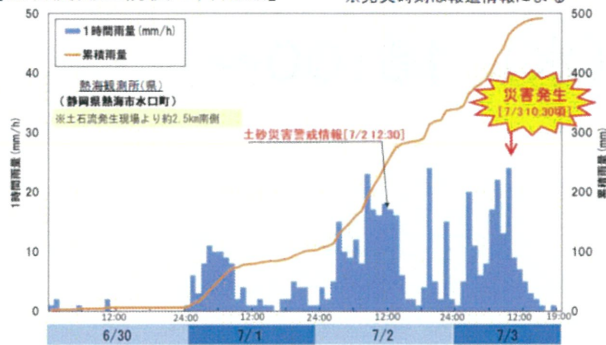
【土石流による被害状況等】



被害状況(7/5撮影)
 (写真は国土地理院)

【土石流発生前後の降雨量】

※発災時刻は報道情報による



2

静岡県熱海市で発生した土石流の原因

静岡県で発生した土石流の原因

- ・土石流の発生地点付近に人為的に作られた盛土（約5万m³）であり、適切な排水設備がなかった可能性が高く、降り続いた雨水がたまり、盛土が崩落。
- ・この地区付近は、土砂災害警戒区域（イエロー区域）に指定されているが、この盛土は土砂災害警戒区域の更に上流側に設置されていた。



このことが大規模な土石流を招くこととなった。

■ 熱海市の土石流災害を踏まえた盛土の点検

(緊急点検の対象)

- ・土石流に係る土砂災害警戒区域の上流域の溪流 (谷部) に盛土した箇所。

(点検箇所)

- ・223箇所：道路30箇所、農道・林道172箇所、
残土処分場4箇所、民間開発11箇所等

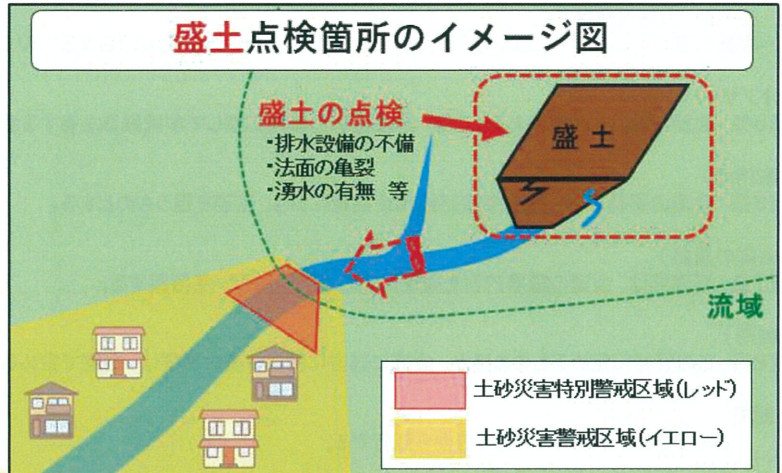
(主な点検項目)

- ・計画高以上の盛土の有無
- ・排水施設の不備の有無
- ・盛土法面の亀裂や段差、湧水等の有無

70箇所
2017年

■ 点検時期

- ・7/30 (金) に着手し、
秋の初め頃までに完了



(盛土等の規制を行う条例の制定に向けたアドバイザー会議の設置)

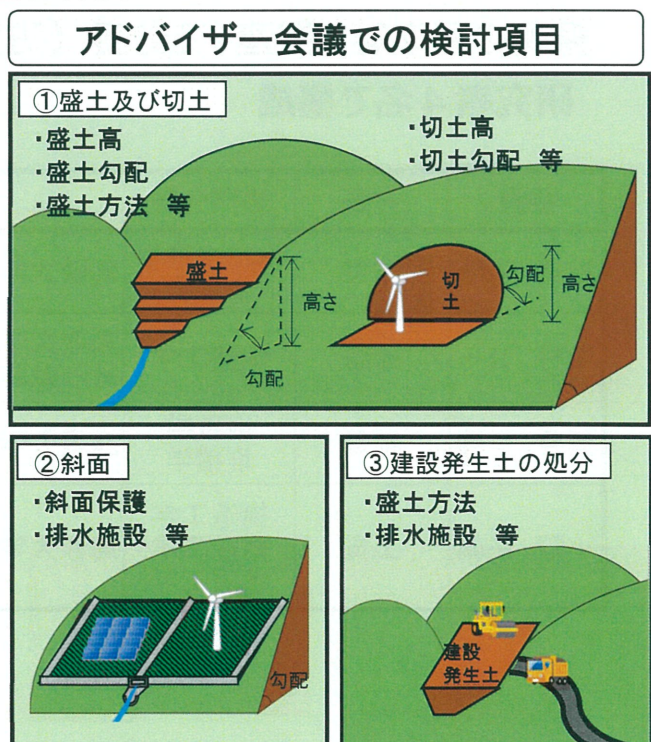
「盛土等安全確保アドバイザー」会議

■ 設置目的

不適切な盛土・切土や斜面に設置する工作物による土砂災害を防止するための新条例の策定について、技術基準等も含め専門的に検討

■ 検討項目

- ① 盛土及び切土の安全性
- ② 工作物を設置する斜面の安全性
- ③ 建設発生土の処分に係る安全性
- ④ 許可制・罰則等の手続



「盛土等安全確保アドバイザー」会議 設置要領

(設置)

令和3年7月に静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流災害を受け、盛土等を伴う開発の安全確保に向けた規制を行う新たな条例を制定するにあたり、技術基準等の必要な事項を検討するため、「盛土等安全確保アドバイザー」会議(以下、「会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、アドバイザー4人で組織する。

2 アドバイザーは、防災、地質、土質、砂防に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、県土整備部長が依頼した者により構成する。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は令和4年3月25日までとする。

(座長)

第4条 会議に、座長を置き、アドバイザーの互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名するアドバイザーがその職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 会議において必要があるときは、当該特別の事項に関して学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、県土整備部技術企画課におき、庶務を担うものとする。

(会議の招集)

第7条 事務局は、会議の議事内容を整理した上でアドバイザーを招集する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

附則

この要領は、令和3年8月5日から施行する。

○アドバイザー

条例の基準等に関連する分野（防災・砂防・地質・土質）を専門とする
研究者4名で構成

委員	分野	専門分野	職名等
杵見 吉晴	防災	水工水理学 水工学	鳥取大学 前学長顧問(研究推進担当)
中村 公一	砂防	地盤工学	鳥取大学 工学部社会システム土木系学科(准教授) 鳥取県防災顧問(土砂災害対策)
酒井 哲弥	地質	地質学 堆積学	島根大学 総合理工学部地球科学科(教授)
小野 祐輔	土質	構造工学 耐震工学 地震工学	鳥取大学 工学部社会システム土木系学科(教授)

8.11 (水) 第1回 盛土等安全確保アドバイザー会議

- ・条例策定の背景と目的
- ・アドバイザー会議要領の確認、座長選出
- ・条例骨子について
- ・アドバイザー会議による検討項目の確認
- ・他県での盛土等の規制状況

9月上旬 第2回 盛土等安全確保アドバイザー会議

- ・条例で定める規制内容と手続き方針の検討
- ・盛土等の安全確保に向けた基準策定の検討

9月下旬 第3回 盛土等安全確保アドバイザー会議

中間とりまとめ

- ・条例で定める規制と手続き(案)の議論
- ・盛土等の安全確保に向けた基準(案)の議論

10月下旬 第4回 盛土等安全確保アドバイザー会議

最終とりまとめ

- ・条例で定める規制と手続き(最終案)の確認
- ・盛土等の安全確保に向けた基準(最終案)の確認

8

鳥取県斜面の安全の確保に関する条例の骨子(案) 鳥取県

1 条例の目的

盛土・切土の施工及び斜面に設置する工作物並びに建設発生土搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全性を確保することで、土砂災害の発生を防止する。

2 条例において規制の対象とする行為

- ①一定規模以上の盛土、切土(以下「盛土等」)により斜面を生じさせる行為
※他法令で盛土等の技術審査を行うものも全て対象とする。
- ②一定規模以上の工作物を一定勾配以上の斜面に設置する行為
- ③一定規模以上の建設発生土の搬出

3 盛土等及び斜面地の工作物設置の許可

- 1)一定規模以上の盛土等を行う場合、一定勾配以上の斜面に一定規模以上の工作物を設置する場合に知事の許可が必要
- 2)許可の基準として、盛土等の施工、斜面地の工作物設置の安全を確保するための技術基準を設定(技術基準の項目は条例、具体的な基準は規則で設定)
- 3)近隣関係者への盛土等の施工又は工作物の設置に係る事業計画の事前説明の義務付け
- 4)許可を受けた事業者には保証金の預入を義務付け(罰則に加え実効性を確保)
- 5)事業完了後、県は完了検査を行い、事業者は施工状況、施工後は点検結果を報告

9

4 建設発生土搬出の届出

建設発生土の不適切な処分が不適切な盛り土の要因になりやすいことから、一定規模以上の建設発生土を場外に搬出する場合は、あらかじめ届け出る。

5 報告の徴収と立入調査

- ・必要な限度で事業者へ報告・資料等の提出を求めることができる
- ・必要に応じて事業区域に立ち入り調査ができる

6 監督処分

- ・許可、届出、近隣関係者への説明を行わない場合、技術基準に従わない場合に勧告を行う。
- ・勧告に従わない場合は公表、措置をとらず生活環境の保全に著しい支障がある場合は命令を行う。

7 罰則

地方自治法の規定に基づき、罰則の設定を検討

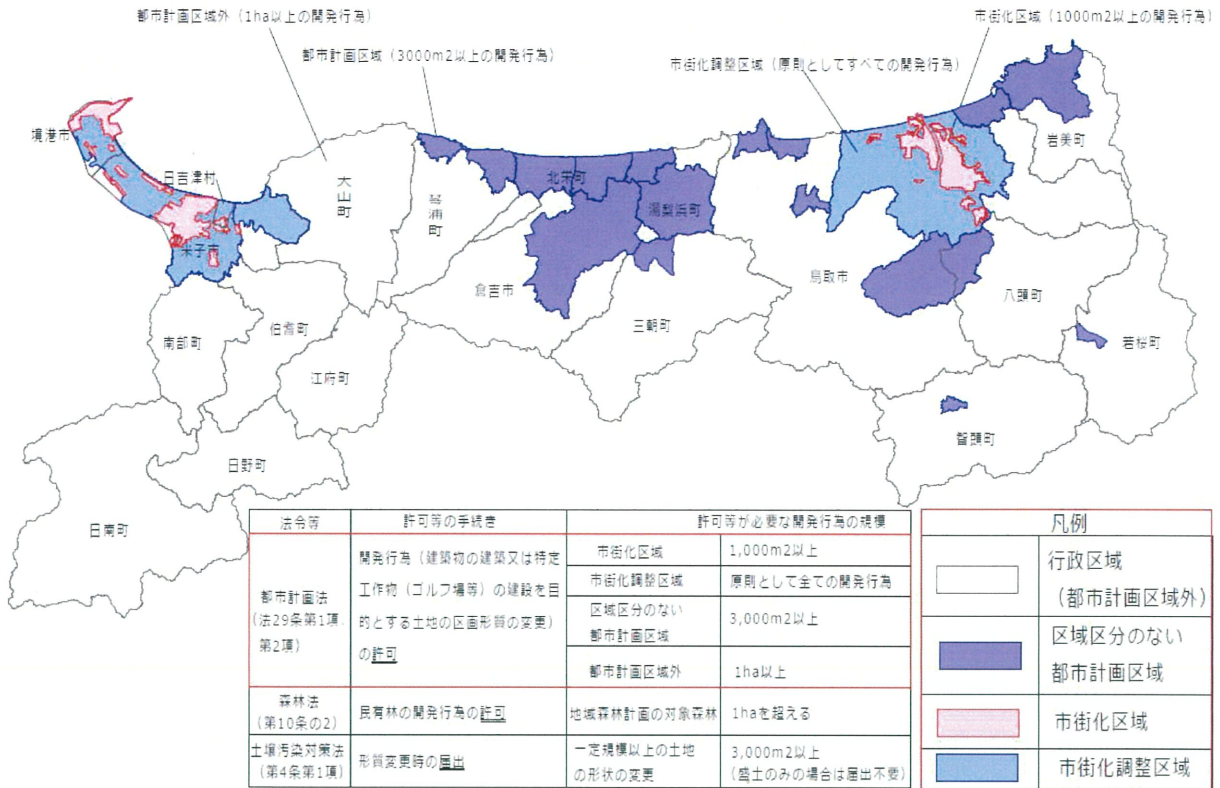
盛土等の開発の規制に関する主な法令について 鳥取県

法令等	許可等の手続き	許可等が必要な開発行為の規模	
都市計画法 (法29条第1項、 第2項)	開発行為(建築物の 建築又は特定工作物 (ゴルフ場等)の建設を 目的とする土地の区画 形質の変更)の許可	市街化区域	1,000m ² 以上
		市街化調整区域	原則として全ての開発行為
		区域区分のない都 市計画区域	3,000m ² 以上
		都市計画区域外	1ha以上
森林法 (第10条の2)	民有林の開発行為 の許可	地域森林計画の対 象森林	1haを超える
土壤汚染対策法 (第4条第1項)	形質変更時の届出	一定規模以上の土 地の形質の変更	3,000m ² 以上 (盛土のみの場合は届出不要)
宅地造成等規制法 (第8条第1項)	宅地造成に関する 工事の許可	宅地造成工事規制 区域内(県内には指 定区域なし)	宅地造成面積が500m ² を超 える工事

盛土そのものを規制する法令はない



各自治体の条例により、盛土等を規制



各自治体による条例での規制状況

都道府県	条例の目的	条例の対象	規制方法	施行日
静岡県	土砂崩落・流出災害の防止	・1000m ³ 以上又は2000m ³ 以上の埋立、盛土	届出制	昭和51年4月1日
千葉県	土壌汚染、災害発生の防止	・3000m ³ 以上の盛土、埋立	許可制	平成10年1月1日
栃木県	土壌汚染、災害発生の防止	・3000m ³ 以上の盛土、埋立	許可制	平成11年4月1日
神奈川県	土砂の適正な処理	・500m ³ 以上の建設残土の搬出	届出制	平成11年10月1日
		・2000m ³ 以上の盛土、埋立	許可制	
愛媛県	土壌汚染、水質汚濁、災害発生の防止	・3000m ³ 以上の盛土、埋立	許可制	平成12年5月1日
福岡県	災害発生の防止	・3000m ³ 以上の盛土、埋立	許可制	平成14年7月1日
埼玉県	無秩序な土砂堆積の防止	・500m ³ 以上の建設残土の搬出	届出制	平成15年2月1日

盛土の規模等を規制する条例を独自で定めている都道府県
(26都府県)



鳥取県においては、この条例を定めていない。

